

特集 我が国の水産業における食料安全保障

第1節 ロシア・ウクライナ情勢下での我が国の水産業

(1) 水産物の輸入における影響と対応

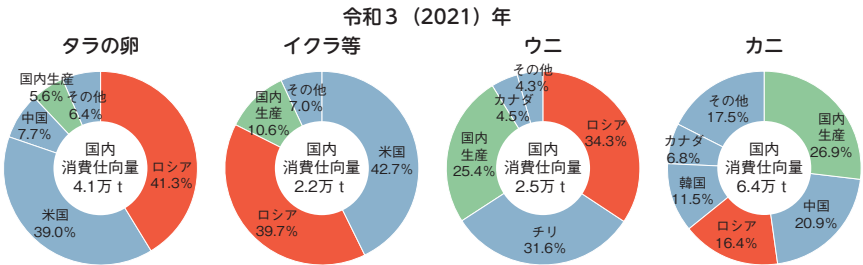
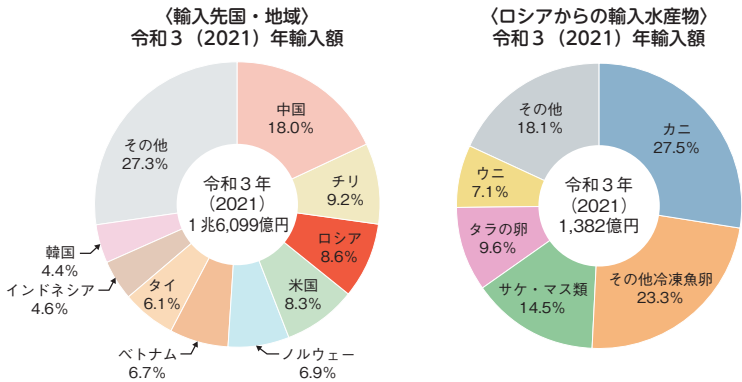
ア ロシアからの水産物輸入の現状



- 我が国の令和3（2021）年の水産物の輸入量は220万tであり、魚介類の国内消費仕向量の多くは輸入。
- 我が国の水産物輸入先国として、ロシアは輸入額で第3位。品目別では、タラの卵、イクラ等、ウニ、カニ等の輸入割合が大きい。

我が国の水産物の輸入先国・地域とロシアからの主な輸入水産物

国内で消費される水産物のうちロシアからの輸入割合が大きい水産物



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」、財務省「貿易統計」（令和3（2021）年）及び株式会社水産通信社「水産物パワーデータブック2022年版」（タラの卵（スケコ）及びイクラ等の国内生産量）に基づき水産庁で作成

注：1）国内消費仕向量は、国内生産量及び輸入量から輸出量を差し引いて算出した。なお、在庫増減は考慮していない。
2）図中の国内生産は、国内生産量から輸出量を差し引いた数値である。
3）輸入量及び輸出量は、調整品を含めて原魚換算して算出した。
4）ウニの国内生産については、養殖は含まない。また、サケ・マス類の国内生産については、陸上養殖及びニジマス等の海面養殖は含まない。
5）表示単位未満の端数を四捨五入しているため、内訳の合計値は必ずしも100%とはならない。

イ 輸入水産物に係るロシアへの制裁

- 我が国は、ウクライナ侵略を行うロシアに対する制裁措置として、ロシアからの輸入水産物に適用していた優遇税率を撤回。

ロシアからの主な輸入水産物の関税率の引上げ

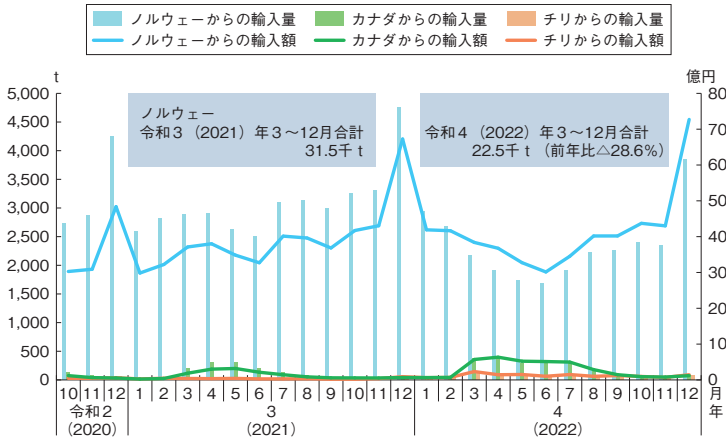
	WTO協定関税率 (優遇税率)	改正後の関税率		WTO協定関税率 (優遇税率)	改正後の関税率
カニ	4 %	6 %	タラ	6 %	10 %
サケ・マス類	3.5 %	5 %	ニシン	6 %	10 %
その他冷凍魚卵 (イクラ等)	3.5 %	5 %	ニシンの卵	8.4 %	12 %

〈G7各国等の主な制裁〉
(米国) ロシア産水産物の輸入禁止
(英国) ロシア産白身魚等の輸入に追加関税
(EU) ロシア産甲殻類等の輸入禁止
(カナダ) カニ調整品等を除くロシア産水産物の輸入禁止

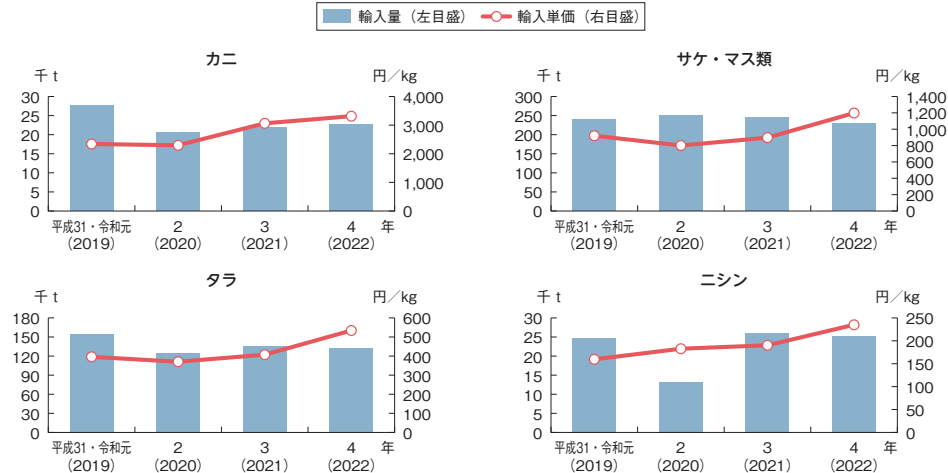
ウ その他の国・地域からの輸入水産物への影響

- ノルウェー産の生鮮サーモンの輸入が大きく減少。
- 新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復に加え、ロシア・ウクライナ情勢によるサプライチェーンの混乱や急速な円安により様々な輸入水産物の価格が一層上昇。

ノルウェーからのサケ・マス類（生鮮・冷蔵）の輸入量・輸入額の推移



価格が上昇している主な水産物の輸入単価・輸入量の推移



エ 輸入水産物の価格上昇に係る対応

- 輸入価格上昇等により加工原材料の確保が困難となっていることから、水産加工業者における原材料調達先の多様化等の取組を支援。

事例 水産加工原材料の国産転換

株式会社王子サーモンは、ロシア・ウクライナ情勢の影響等により輸入サケ・マス類の原材料の調達コストが増大するとともに、航空物流の停滞等により原材料の調達量が減少し、在庫不足による商品の安定供給への懸念や、今後の輸入原材料の調達リスクが大きいことから、海外産から国産に原材料の転換を行った。

海外産のサケ・マス類は冷凍のドレスやフィレの状態輸入されるものの、国産は鮮魚の状態で買い付けることから、新たに生鮮原材料を加工するためのチルドスライサー及びガス置換真空包装機を導入し、スモーク、スライス、包装まで一貫してチルド処理出来る体制を構築するとともに、生鮮原材料の高鮮度加工による新商品開発を進め、販路の拡大を図った。

このような生産の継続により、取引先の維持に加え、地域の雇用の継続の確保につながった。

チルドスライサーでスライスした商品

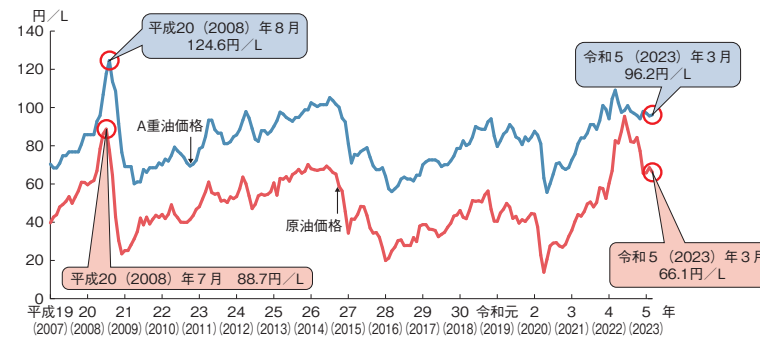
ガス置換真空包装機でパッキングした商品

(2) 燃油等の漁業用生産資材における影響と対応

ア 燃油

- 新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復による燃油価格の急騰に加え、ロシア・ウクライナ情勢等による影響や急速な円安により、燃油価格は高い水準で、かつ、不安定な動き。
- 漁業経営セーフティーネット構築事業の積立金の積み増し及び漁業者の省エネ機器の導入支援による燃油価格高騰対策を実施。

燃油価格の推移

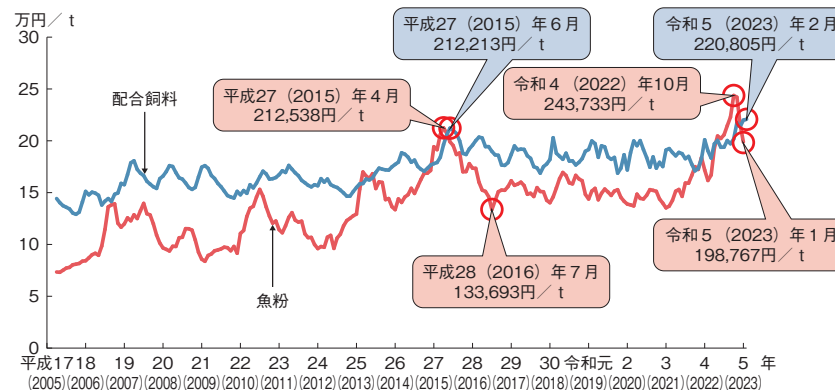


資料：水産庁調べ

イ 養殖用配合飼料

- 新興国における魚粉需要の拡大を背景に魚粉の輸入価格は上昇傾向で推移する中、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復、ロシア・ウクライナ情勢や急速な円安により、養殖用配合飼料の価格は上昇傾向。
- 低魚粉養殖用配合飼料の開発、漁業経営セーフティーネット構築事業等による配合飼料価格高騰対策を実施。

配合飼料及び輸入魚粉価格の推移

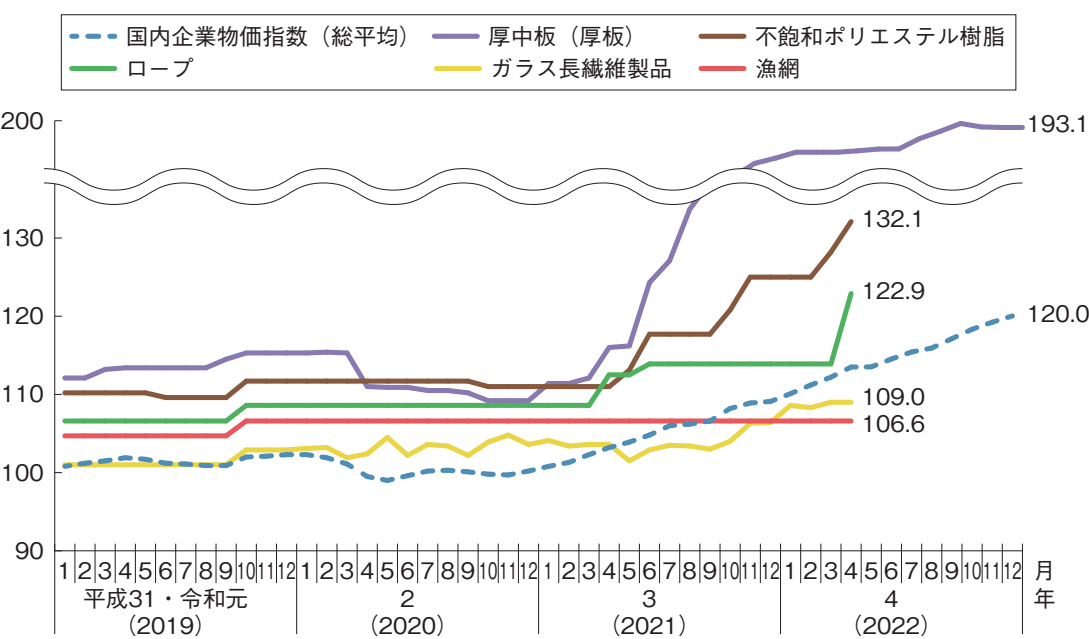


資料：財務省「貿易統計」(魚粉)、一般社団法人日本養魚飼料協会調べ(配合飼料、平成25(2013)年6月以前)及び水産庁調べ(配合飼料、平成25(2013)年7月以降)

ウ その他の漁業用生産資材

- 新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復に加え、ロシア・ウクライナ情勢や急速な円安による影響により、漁業用生産資材の価格も高騰。品目別には、漁業用ロープ、厚中板（鋼船の建材）、不飽和ポリエステル樹脂（FRP船の建材の一つ）の価格が上昇。
- 漁業構造改革総合対策事業、リース方式による漁船・漁具等の導入等においては、資材価格の高騰を踏まえて支援。

漁業用生産資材価格指数の推移（平成27（2015）年＝100）



資料：日本銀行「物価関連統計」に基づき水産庁で作成
 注：1）平成27（2015）年の価格を100としたときの各月の指数。
 2）漁網、ロープ、不飽和ポリエステル樹脂及びガラス長繊維製品については、令和4（2022）年5月より統計が廃止となった。

（3）北西太平洋での我が国漁業におけるロシアとの関係

- 我が国とロシア双方の200海里水域における相互入漁のための日ソ地先沖合漁業協定に基づき、令和4（2022）年12月に開催された日口漁業委員会において令和5（2023）年の操業条件等について妥結。
- 我が国の200海里水域における我が国漁船によるロシア系サケ・マスの操業条件等を協議するため、日ソ漁業協力協定に基づき、令和5（2023）年3月に開催された日口漁業合同委員会において令和5（2023）年の操業条件等について妥結。
- 貝殻島^{かいがらしま}周辺で我が国漁業者が安全にコンブ採取を行うための民間協定である貝殻島昆布協定に基づき、令和4（2022）年5月から開催された民間の交渉により、令和4（2022）年の操業条件等が妥結。
- 北太平洋公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする北太平洋漁業委員会について、令和5（2023）年3月に開催された年次会合では、令和5（2023）及び6（2024）年におけるサンマの公海でのTACを15万t（令和4（2022）年から25%削減）とすること等が合意。

第2節 水産物の食料安全保障に向けた新たな動き

(1) 食料安全保障に関する現行の取組

- 食料・農業・農村基本法においては、食料の安定供給の確保に関する規定のほか、凶作や輸入の途絶等の不測時においても、国民が最低限度必要とする食料の確保やそのために国が具体的な施策を講じていくべきこと等を規定。
- 水産基本法においては、水産物の安定供給に関する規定のほか、不測時の食料安全保障については食料・農業・農村基本法に定めるところによると規定。
- 不測の要因により食料供給に影響が及ぶおそれのある事態に政府として講ずべき対策の内容等を示した緊急事態食料安全保障指針を策定。水産物に関する対応として、水産資源の持続的利用が確保される範囲内で生産の増大を図ること、非食用（養殖用の餌料等）から食用への転換を行うこと等を規定。

食料・農業・農村基本法（抜粋）

（食料の安定供給の確保）

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

（不測時における食料安全保障）

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

水産基本法（抜粋）

（水産物の安定供給の確保）

第二条 水産物は、健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 水産物の供給に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約的確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければならない。

3 国民に対する水産物の安定的な供給については、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行われなければならない。

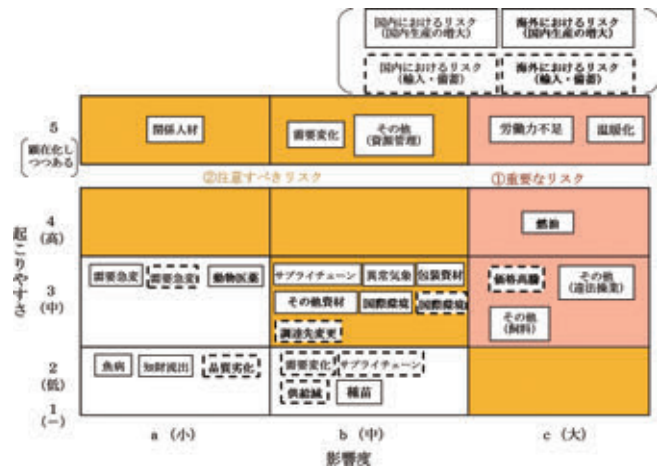
（食料である水産物の安定供給の確保）

第十二条 食料である水産物の安定的な供給の確保に関する施策については、食料・農業・農村基本法及びこの節に定めるところによる。

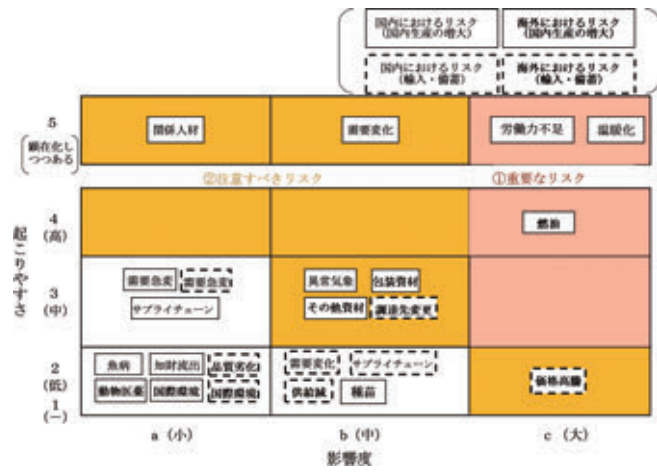
(2) 食料安全保障に係る状況の把握

- 近年、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵略といった新たなリスクの発生により、食料安全保障上の懸念は高まりつつあることから、農林水産省は、食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクを洗い出し、包括的な検証を行い、その結果を「食料の安定供給に関するリスク検証（2022）」として、令和4（2022）年6月に公表。
- 本リスク評価では、それぞれのリスクの「起こりやすさ」と「影響度」を分析の上、「重要なリスク」と「注意すべきリスク」を特定しており、水産物においては、労働力不足、温暖化、燃油の輸入減少・価格高騰等を「重要なリスク」として、需要変化、異常気象、包装等資材の輸入減少・価格高騰等を「注意すべきリスク」として特定。

魚介類のリスクマップ



海藻類のリスクマップ



(3) 水産物の食料安全保障の強化に向けた今後の取組

- 令和4（2022）年3月に策定した新たな水産基本計画においては、資源管理の着実な実施、養殖戦略及び輸出戦略に基づく取組等を踏まえた生産量の増大により、令和14（2032）年度の自給率の目標を、食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%と設定。
- 我が国の農林水産業と地域の活力を創造する政策改革のグランドデザインとしての「農林水産業・地域の活力創造プラン」について、令和4（2022）年6月に改訂するとともに、継続的に講ずべき食料安全保障の強化のために必要な対策とその目標を明らかにする「食料安全保障強化政策大綱」を同年12月に策定。
- 食料・農業・農村基本法の制定後約20年が経過する中、食料安全保障の強化をはじめ将来に向けた課題に対応するためには同法の検証・見直し検討が不可欠であることから、令和4（2022）年より食料・農業・農村政策審議会に新設された基本法検証部会において精力的に審議を実施。
- 令和4（2022）年12月に食料安全保障の強化に向けた構造転換対策等として、水産加工業者に対する原材料の安定供給に向けた支援、低魚粉養殖用配合飼料の開発や配合飼料原材料の国産化への支援、省エネ化に資する漁業用機器の導入等への支援を措置し、今後も必要な対策に取り組む。